

第 36 号
2015.4.24

人権救済基金運営委員会

きつとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会

〒604-0971

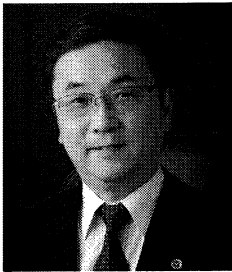
京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

<http://www.kyotoben.or.jp>

人権救済基金ニュース



人権救済基金への更なるご支援を

京都弁護士会 会長 白 浜 徹 朗

京都弁護士会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の基本的使命を支えるために、人権救済基金制度を設けています。この基金は、公益事件の解決のために、弁護士の援助を必要とされる人への援助金の交付や公益事件の相談、調査、資料収集、講演、出版物の刊行等の費用に充てることとされています。京都府内に限らず、京都府に隣接する地域に住所、営業所を有する人、その地域に勤務もしくは就学している人や事件発生地が京都府または隣接地域である事件の当事者なども一定の条件のもとに援助を受けることができるようになっていきます。

この基金が設立されて既に21年を経っていますが、これまで、豊田商事事件国家賠償請求事件、C型肝炎感染損害賠償請求事件、ヤコブ病損害賠償請求事件、アスベスト関連疾患損害賠償請求事件など60件を超える事件の援助を行っています。いずれも社会的な注目を浴びていた事件ばかりです。基金がなければ訴訟をあきらめていたような人を支援して、訴訟が提起できるようにして、人権問題を社会に広く訴え、

制度の改革の運動の後押しにつなげるという社会的役割を果たしてきました。

昨年度は、カネボウ白斑被害損害賠償請求事件を援助しています。被害者が全国に広がっている社会的な注目度や公益性の高い事件ですから、この事件に基金が活用されたことは意義深いものと思います。

しかしながら、この基金の積極的な活用のためには十分な資金的な裏付けが必要です。援助金は償還されて再び別の援助に充てられる仕組みとはなっているのですが、援助金は必ずしも全額償還されるわけではありませんので、寄附が少なくなると、基金の目減りは避けられません。この基金は、弁護士会内外からの寄附金に大きく依存しているのです。実のところ、一時期は1400万円ほどとなっていた基金の残高は、このところ次第に減少し、今では1000万円を下回る事態となっております。会員及び市民の皆様には基金の趣旨を十分にご理解頂き、基金を支えて頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

第19回法律援助を広げる市民のつどい

人権救済基金運営委員会 委員 津田政典

1 平成27年1月24日(土)、京都弁護士会地下大ホールで「第19回法律援助を広げる市民のつどい」が開催されました。

今年度は約130名もの市民の方にご来場いただくことができ、大変盛況のうちに終了することができました。

2 この「つどい」は、京都弁護士会の人権救済基金制度や法テラスなどの法律援助制度を市民の方々に紹介し、各制度を知って頂くことで、人権救済基金制度の普及、支援をお願いすることを目的としています。

例年、人権救済基金運営委員会委員長から京都弁護士会の人権救済基金制度を中心とした各法律援助制度の説明を行い、その後、実際に基金が利用された事件の事例報告、ミニコンサート、講演を行っております。



会場の様子

3 今年の事例報告は、船岡山マンション建設訴訟、京都朝鮮学校に対する強要・威力業務妨害等事件について、事件を担当された秋山健司弁護士、豊福誠二弁護士に行って頂きました。

船岡山マンション建設訴訟は、船岡山の南山麓でのマンション建設に関する訴訟です。秋山弁護士からは、この訴訟は、地域住民が建設業者らに対し、船岡山でのマン

ション建設が住民の景観権を侵害することや、マンション建設による周辺の地盤・家屋への被害を理由にマンションの一部解体や損害賠償を求めたものであること、大阪高裁で、地盤・家屋への被害についての損害賠償をほぼ全面的に認める画期的な判決を得られたこと、しかしながら同判決は、周辺住民が景観権を有することを認めつつも、結論としてマンション建設による景観権の侵害を否定しており、この点で非常に不満が残るものであったことなどについてお話しいただきました。

京都朝鮮学校に対する強要・威力業務妨害等事件は、最近耳目を集め、さかんに報道が行われた事件です。京都朝鮮学校としては、学校がヘイトスピーチや街宣による中傷を受けていることが広く世間に知られた場合、次年度以降の入学児童の減少が避けられないため、訴訟手続などの公の対抗手段に踏み切ること自体が、学校側にとって大変勇気の必要な決断であったことなど、豊福弁護士には、訴訟の内外にわたってお話しいただきました。

いずれの事件においても、弁護活動の全期間を通じ、人権救済基金からの援助が大変役立ったとの報告でした。



秋山健司会員



豊福誠二会員

4 事例報告後は、毎年、好評をいただいているミニコンサートです。今年は、小林由美子さんと吹上晴彦さんによるハーモニカデュオ「デュオ・ユットラ」さんにご演奏いただきました。数種類のハーモニカを駆使した演奏を、50分間堪能しました。吹上さんの軽妙なトークもあって、笑いあり感動ありのコンサートとなりました。



デュオ・ユットラさん

5 コンサート後に休憩を挟み、平成22年5月まで4年間京都府立植物園園長を務められた松谷茂さんから、「艱難辛苦の91年～京都府立植物園が市民生活の中で果たしてきた役割～」と題し、ご講演いただきました。

府立植物園のある北山は、大正初期ころは、洛外の民家もまばらな土地であったこと、植物園の開園は、北山の植物園周辺地域の発展、とくにライフライン（橋、バス停、市電の駅等）の整備に貢献してきたこと、さらに、戦後の13年間にわたり植物園が連合軍の家族用住宅として接收され、戦前2万5000本あった樹木が、返還時にはたったの6000本まで減少してしまったことなど、松谷さんのお話は植物園の運営にとどまらず、戦前戦後の京都の地域史に及ぶ、大変興味深いものでした。

「植物園は『生きた植物の博物館』であり、『アカデミックな憩いの場』『教育の実践の場』でなければならない。本物の植物園は、単なる『公園』であってはならない」という言葉は、松谷さんがとくに力を込めておっしゃっており、とくに印象的に残りました。

松谷さんは、来園者数が非常に落ち込んだ危機的時期に園長に就任され「日本からホンマモンの植物園をなくしてはならない、改革ではなく革命をしなければ」との

思いで奮闘され、来場者数の回復を成し遂げられた方であり、講演の全編にわたり、熱意のこもったお話をいただきました。



松谷茂さん

6 最後に人権救済基金運営委員会から皆様へのお願いですが、人権救済基金は市民の方々や多数の会員からの寄付によって成り立っている制度です。近年、基金への寄付が減少している傾向にありますが、制度が果たす役割は非常に大きく、是非とも皆様からの寄付を頂ければと思っております。そして、今年度も1月頃につどいを開催する予定ですので、是非、その際にはお越し頂ければ幸いです。

以上



京都大飯原発差し止め訴訟の現状

京都脱原発弁護団 事務局長 渡辺輝人

1 運動の現状

(1) 原告団の現状

ア 原告の数

原告の数は2012年11月29日に提訴した第一陣1107名、2013年12月3日に提訴した第二陣856名、2015年1月29日に提訴した第三陣730名、合計2693名となっている。現在も原告の参加を募って、引き続き、大規模な追加提訴をする予定である。

イ 原告団の活動の状況

原告団（京都脱原発原告団）の運営については、20名ほどの原告が名乗り出て世話人会を結成し、月に一度のペースで開催している世話会を中心に行っている。原告との連絡は、原則として、ブログ、電子メールによっている。ただし、IT技術になじまない原告については別途通信費を頂いて郵便で連絡を取るなど、工夫もしている。口頭弁論期日の行動呼びかけ、総会への参加呼びかけ、新たな原告募集への協力要請、など原告団からの行動提起に対しても、個別の原告が旺盛に応えている。

また、世間一般への広報として、原告団がホームページを作成しており、活動の状況はそこで詳細に報告されている。

原告団は年に1回、6月に総会を開催している。2013年6月1日の原告団結成総会では、原告団の世話人会、団長、事務局長等を正式に承認し、立命館大学教授の大島堅一氏に、「原発のコスト」について記念講演をしていただいた。弁護団からは訴状の説明をし、原告団からその後の行動提起等が行われ、会場が一杯になる250人超の参加であった。第二回総会は2014年6月9日に行われ、元国会事故調委員の田中光彦氏に「国は福島原発事故から何かを学んだか—原子力規制委員会ではもはや期待できない」と

題して記念講演をしていただいた。200名が参加した。

今年も6月27日に総会を予定している。

(2) 口頭弁論にあわせた行動

後述の口頭弁論期日にあわせ、原告団で行動を行っている。毎回200名程度は参加していると思われる。口頭弁論開始前には裁判所の周囲をデモ行進し、口頭弁論中、法廷（原告は柵の内側と外側あわせて100名程しか入れない）には入れなかった原告については、弁護団主催の模擬法廷に参加するようにしている。

(3) 学習会の開催、福島交流ツアー開催

また、原告団では、福島第一原発事故の被災者と交流するツアーや、講師を招いた学習会の開催、原告団員の数を増やすために原告団自身が開催する小規模の学習会など、多彩な活動を行っている。

2 訴訟の現状

(1) 第一回口頭弁論（2013年7月2日）

裁判所に対しては2月以降に庁舎外の施設を用いた大法廷を準備するように要求したが、裁判所法69条2項を楯に取り、最高裁の許可が無いため庁舎外での開廷は不可能との対応であった。原告側で迫っても、最後は、弁論の分離と一部の原告のみの審理先行という“奥の手”をちらつかせるため、結局、京都地裁101号法廷での開催となった。裁判所は警備員を50名も配置し、弁護団員が帽子につけていた缶バッチまで政治的主張として入庁を拒否する異常な対応を取った。

弁論の内容は、原告団長の竹本修三氏（京都大学名誉教授）が固体地球物理学の専門家の立場から講義風の意見陳述を行い、弁護団が原発安全神話とその末の福島第一原発事故の発生状況についてパワーポイント

も用いながら口頭弁論し、福島からの避難者原告が意見陳述をした。また、九州弁護団の板井優弁護士が応援弁論に駆けつけた。最後は、弁護団長の出口治男弁護士が元裁判官の立場からあるべき審理の形を説いた。

(2) 第二回口頭弁論(2013年12月3日)

第一回口頭弁論期日後の期日間に行われた裁判所、原告、被告関西電力、被告国による進行協議期日では、関西電力が安全性に関する主張を「春頃」に行うと述べた。

第二回口頭弁論期日では、原告側で第1準備書面(原発に関する多重防護の考え方とそこから逸脱した現状について)、第2準備書面(地震、津波発生の危険性について)を提出し、その内容を口頭弁論した。また、京都ならではのことであるが、聖護院門跡の門主である宮城泰年氏が、宗教者(聖護院は修験宗の総本山であり、宮城氏自身が修験者である)の立場から、原発と人類が相容れない存在であることについて意見を述べられた。

(3) 第三回口頭弁論(2014年2月19日)

期日間の進行協議期日では、裁判所が宮城氏の意見陳述を念頭に「原告の準備書面と関係ない意見陳述は制限される」旨述べたため、原告側では抗議をした。今後、意見陳述に関する軋轢が強まる可能性がある。また、関西電力の書面提出予定について詰めたところ「夏頃」と後退したため、「国のお墨付きを待っているのだろうが、安全性の立証と国のお墨付きは直接関係ない」と述べておいた。

第三回口頭弁論期日では、原告側は、放射線被ばくが人体に与える影響と、チェルノブイリ原発事故後の放射線被ばくによる被害実態を『調査報告 チェルノブイリ被害の全貌』に基づいて書面にまとめたものを第3準備書面として提出した。京都訴訟の弁護団には原爆症認定訴訟の弁護団員が多数いるため、内容の濃い書面となった。また、原告の宮本憲一氏(元滋賀大学学長、大阪市立大学名誉教授)が、日本の公害史を研究してきた立場から、福島第一原発事故が足尾鉍毒事件以来の我が国最悪の公害であり、自治体そのものを消滅させるものであること等を訴えた。

弁論の終わり際に、先の進行協議期日で関西電力の代理人弁護士が述べた書面提出時期の「夏頃」について、法廷であえて確認するよう求めた。関西電力代理人は明言

を渋ったが、傍聴席からの圧力もあり、「夏頃」と述べざるを得なかった。

(4) 第四回口頭弁論(2014年5月12日)

2014年4月で3人の裁判官が全員交代したため、弁論更新を行った。今までの主張立証の到達点を1時間ほど弁論し、原告を代表して福島からの避難者が意見陳述を行った。

(5) 第五回口頭弁論(2014年9月24日)

同年5月12日に出された福井地裁が大飯原発差し止めを命じた判決の評価に関する書面、いわゆる「新規性基準」に欠陥があり安全性を担保しないことに関する書面、過酷事故発生時の地元自治体の避難計画が実施困難ないし不可能である点に関する書面を提出し、原告団からは福島からの避難者原告が意見陳述した。また、原告でもある広原盛明氏(元京都府立大学学長・都市計画)が、政府の国土計画において、原発や原発事故が全く位置づけられていない問題などを指摘した。

(6) 第六回口頭弁論(2015年1月29日)

原告から準備書面を2通提出した。立地審査指針の欠陥に関する書面、避難計画の不備について敷衍する書面である。

原告団からは舞鶴市在住の原告が避難の困難性について意見陳述した。

(7) 今後の予定

次回口頭弁論は2015年5月28日である。原告では次回期日において、主張を一巡させる予定であり、多数の書面を提出すべく準備中である。まだ、結審の見通しはついていないが、なるべく早期の結審と勝利判決に向けて引き続き全力を挙げる所存である。

3 本訴訟における人権救済基金の意義

このように、書面だけでも多数提出しており、かつ、被告が国と関西電力で2者いる。証拠の量も膨大である。そして、口頭弁論当日には弁論の要旨を作成するなどしなければならず、多額のコピー代がかかっているのが現状である。弁護団財政はカンパなどで賄っているがどうしても不足しがちであり、人権救済基金からの援助金は訴訟遂行の費用(その多くはコピー代である)に使わせて頂くものである。

以上

* これまでに基金で援助した事件 *

	事件名
1993年	恩給受給地位確認等請求事件
	豊田商事事件国家賠償請求事件
1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件
	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件
	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
	家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告）
	医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
	ヤコブ病損害賠償請求事件
	桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
	日栄不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
	レンタルハウス被害者救済事件
	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件
	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
	中国残留孤児国家賠償請求事件
	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件
	洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件
	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
	船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
	嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件
	入学金返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件
	①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他
	外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件
	国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）

次ページへ続く

前ページからの続き

事件名	
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産）
	地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）
	発達障害者の窃盗被告事件
	損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患）
	水族館施設設置許可取消請求事件
2012年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
2013年	大飯原発運転差止等請求事件
	損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故）
	損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）
2014年	カネボウ白斑被害損害賠償事件

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。
2015年3月末時点での援助件数は、63件です。

＝2014年度人権救済基金報告＝

収入の部

科 目	‘14年度予算額	‘14年度決算額
1 会員寄附金	900,000	1,060,850
2 会員外寄附金	300,000	190,000
3 償還金	0	0
4 受取利息	2,000	1,583
5 雑収入	250,000	214,439
当期収入合計(A)	1,452,000	1,466,872
前年度繰越金	8,884,638	8,884,638
収入合計(B)	10,336,638	10,351,510

※未収金を含む

支出の部

科 目	‘14年度予算額	‘14年度決算額
援助金	3,500,000	800,000
活動費	900,000	492,733
雑費	10,000	5,196
予備費	5,926,638	0
当期支出合計(C)	10,336,638	1,297,929
当期収支差額(A-C)	△8,884,638	168,943
次期繰越収支差額(B-C)	0	9,053,581

※未払金を含む

人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どのようなものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの他に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2014年度末で、約905万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらかからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしくお願いたします。

「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス!

QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークにご登録ください。

